

なるおひがしほいくしよ
鳴尾東保育所

令和4年4月1日現在



郵便番号：663 - 8133

兵庫県西宮市上田東町4 - 120

交通手段（路線名）	最寄駅／停留所等	所要時間
阪神電車	洲先	徒歩7分
阪神電鉄バス	上田	徒歩6分

電話：0798 - 47 - 3062

開所時間：7:30～19:00

受入年齢：産休あけ（生後57日以降）～小学校就学前まで

入所定員：80名

【利用可能サービス】

サービス名	有無	内容
延長保育	○	午後6時30分から午後7時00分まで。 なお、延長保育には定員枠があります。
スポット延長保育	○	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。 保育標準時間：午後6時30分から午後7時00分まで。 保育短時間：午前7時30分から午前8時30分及び午後4時30分から午後7時00分まで。
あゆみ保育 (障害児保育)	○	入所時に面接を行い、集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童を対象。
地域子育て支援事業	○	園庭開放、短期体験保育等

【利用料金】

(2) 延長保育に係る利用者負担金 (※)

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料	月額 3,000円
スポット延長に係る時間外保育料 (保育標準時間)	日額 300円
スポット延長に係る時間外保育料 (保育短時間)	日額 500円

(※) 市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) 上乘せ・実費徴収分

項 番	項 目	金 額
①	3歳以上児に係る主食費	月額 1,000円
②	3歳以上児に係る副食費	月額 4,500円
③	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 240円

①・②同一月中において保育の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

①・②災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

②市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

③生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

【保育所の方針】

<理念> だいすき いっぱい えがお いっぱい
やさしく たのしく のびのびと

<基本方針>

- ・子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するよう努めます。
- ・子供一人一人のあるがままを受け止め、安心して過ごせるようにします。
- ・子供が自ら意欲的に関われるような環境を用意し、主体的に活動できるようにします。
- ・様々な感動や発見を通して、命の大切さや感性の芽を育みます。
- ・家庭や地域との連携を図り、子育てに対する支援を積極的に行います。

【保育所の一日】

時間帯	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:30	順次登所 遊び	順次登所 遊び	順次登所 遊び
9:30	牛乳・ミルク 必要に応じて睡眠 遊び	牛乳 遊び	
11:00	食事 午睡	食事 午睡	食事 午睡（3・4歳児）
15:00	おやつ・遊び 順次降所	おやつ・遊び 順次降所	おやつ・遊び 順次降所
18:30	延長保育	延長保育	延長保育
19:00			

【保育所の年間行事】

行事計画		保健衛生計画
4月	入所説明会	身体計測（年2回 ※2歳未満は毎月） 健診（小児科・眼科・耳鼻科・歯科） 視力検査（3～5歳児） 聴力検査（4・5歳児） 歯磨き指導（6月頃） 尿検査（3歳児以上） 砂場回虫卵検査 砂場熱処理（年1回）
5月	子どもの日の集い	
5・6月	保育参加・参観・懇談会	
7月	七夕 プール遊び	
10月	運動会	
11月	バス遠足（4・5歳児）	
12月	おたのしみ会	
1・2月	保育参加・参観・懇談会	
2月	節分	
3月	ひなまつり会 おわかれ会 保育証書授与式	
毎月	たんじょうび会は随時行います。 避難訓練を実施します。	

幼児クラスは年に4・5回程度
弁当日を計画しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、行事等は変更になることがあります。

▽ 鳴尾東保育所のご紹介

< 保育所の外観 >



< 園庭の様子 >



< 遊びの環境（乳児室） >



< 遊びの環境（幼児室） >

